

村民の皆様へ

感染リスクを避けるため在宅勤務を実施します

令和2年4月7日付で「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令され、国から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が示されました。このようななか、本村としましても、4月20日より5月6日まで、在宅勤務を取り入れた勤務体制により業務を実施します。

在宅勤務のローテーションについては、業務内容及び職員が感染した際のリスクを想定しつつ、また村民サービス等の提供に支障のない範囲内で実施するものです。

なお、窓口業務等は通常通りおこないますが、在宅勤務を実施するにあたり、通常の職員体制が少なくなることは避けられないため、適切な村民サービスの提供を行えるよう、業務の縮小・休止を行う場合もございます。

また、窓口対応業務においては、通常よりお待ちいただく場合や、処理に日数を要するなど、ご不便をお掛けすることがございますが、継続した村民サービスの確保及び職員、村民の皆様への感染拡大防止に向けた取り組みでありますのでご理解とご協力をお願いします。

東京都三宅島三宅村長 櫻田 昭正